

◎新潟県告示第826号

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）第2条第2項の規定により、姫川港の港湾施設の種類、名称、位置、数量及び能力を次のとおり変更及び廃止する。

令和5年7月7日

姫川港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 変更指定

令和3年5月7日新潟県告示第614号指定分

「

種類	名称	位置	数量及び能力
係留施設	東埠頭4号物揚場	糸魚川市大字寺島字稲場地内	延長 30.0m
			エプロン幅 18.0m
			水深 2.5m

」

を

「

種類	名称	位置	数量及び能力
係留施設	東埠頭4号物揚場	糸魚川市大字寺島字稲場地内	延長 80.0m
			エプロン幅 10.0m
			水深 2.5m

」

に変更する。

2 廃止

令和3年5月7日新潟県告示第614号指定分

種類	名称	位置	数量及び能力
係留施設	東埠頭2号船揚場	糸魚川市大字寺島字稲場地内	延長 50.0m
			斜路幅員 18.0m
			水深 2.5m